

別表 耐震改修促進法における規制対象建築物要件一覧

(い)		(ろ)	(は)	(に)
用途		特定既存耐震不適格建築物	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物	要緊急安全確認大規模建築物 (地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000平方メートル以上 ※屋内運動場(体育館)の面積を含む。	階数2以上かつ1,500平方メートル以上 ※屋内運動場(体育館)の面積を含む。	階数2以上かつ3,000平方メートル以上 ※屋内運動場(体育館)の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000平方メートル以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000平方メートル以上	階数1以上かつ2,000平方メートル以上	階数1以上かつ5,000平方メートル以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000平方メートル以上	階数3以上かつ2,000平方メートル以上	階数3以上かつ5,000平方メートル以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入居施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000平方メートル以上	階数2以上かつ2,000平方メートル以上	階数2以上かつ5,000平方メートル以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500平方メートル以上	階数2以上かつ750平方メートル以上	階数2以上かつ1,500平方メートル以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000平方メートル以上	階数3以上かつ2,000平方メートル以上	階数3以上かつ5,000平方メートル以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000平方メートル以上	階数3以上かつ5,000平方メートル以上	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				階数1以上かつ5,000平方メートル以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500平方メートル以上	
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12メートル以下の場合は6メートル超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12メートル以下の場合は6メートル超)
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物